

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和5年7月臨時会
(7月11日)

令和5年7月協議会
(7月11日)

澁川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 議席の指定	5
日程第 2 副議長の選挙	6
副議長挨拶	6
日程第 3 会期の決定	6
日程第 4 会議録署名議員の指名	7
日程第 5 報告第 1号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第 6 報告第 2号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	8
日程第 7 議案第14号 財産の取得について	9
日程第 8 議案第15号 財産の取得について	10
日程第 9 議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例	12
日程第10 議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）	14
閉 議	15
管理者挨拶	15
閉 会	16

令和5年7月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会臨時会会議録

第1日

令和5年7月11日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	事務局長	島田志野
消防長	南安彦	副消防長兼 総務課長	山田知巳
消防署長	原孝二	副事務局長兼 総務課長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	事業課長	外丸正一
清掃センター 所長	荒井一浩	環境クリーン センター所長	横手和敏
消防本部長 警防課長	萩原勇人	消防本部長 予防課長	狩野設衛
消防本部総務課 次長兼 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係長	狩野健一
消防本部 総務課庶務係長	藤木雅	事業課管理係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士		

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴卷 大輔

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和5年7月11日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 副議長の選挙
 - 第 3 会期の決定
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 報告第 1 号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 6 報告第 2 号 管理者専決処分^{（1）}の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
 - 第 7 議案第14号 財産の取得について
 - 第 8 議案第15号 財産の取得について
 - 第 9 議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第10 議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）
（提出者説明、質疑、討論、表決）
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（安カ川信之議員） おはようございます。これより令和5年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。議会は成立いたしました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁について、皆さんにお願いをいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したまま発言をお願いをいたします。

以上、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

開 議

午前10時

議長（安カ川信之議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（安カ川信之議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

なお、この報告にありますように、このほど吉岡町議会議員の任期満了に伴い、組合議会議員の異動がありましたので、この際ご紹介をいたします。それぞれ自席にてご起立をお願いをいたします。

吉岡町議会議長、廣嶋隆議員、吉岡町議会選出、飯塚憲治議員、吉岡町議会選出、小池春雄議員。以上であります。

なお、副管理者においても異動がありましたので、ご紹介をいたします。

榛東村長、南千晴副管理者。

去る4月1日付の人事異動により説明員に異動がありましたので、この際自己紹介をいたさせます。

管理者（高木 勉） 管理者をしております渋川市長の高木勉でございます。よろしくお願いいたします。

副管理者（柴崎徳一郎） 副管理者、吉岡町長、柴崎徳一郎でございます。よろしくお願い致します。

副管理者（南 千晴） 副管理者の榛東村長の南千晴です。よろしくお願いいたします。

事務局長（島田志野） 事務局長の島田志野と申します。よろしくお願いいたします。

消防長（南 安彦） 消防長の南安彦と申します。よろしくお願いいたします。

副消防長兼総務課長（山田知巳） 副消防長兼総務課長の山田知巳と申します。よろしくお願いいたします。

消防署長（原 孝二） 消防署長の原孝二と申します。よろしくお願いいたします。

副事務局長兼総務課長（角田泰紀） 副事務局長兼総務課長の角田泰紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会計管理者（生方茂樹） 会計管理者の生方茂樹と申します。よろしくお願いいたします。

事業課長（外丸正一） 事業課長の外丸正一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

清掃センター所長（荒井一浩） 清掃センター所長、荒井一浩と申します。よろしくお願いいたします。

環境クリーンセンター所長（横手和敏） 環境クリーンセンター所長の横手和敏と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

消防本部警防課長（萩原勇人） 消防本部警防課長の萩原勇人と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部予防課長（狩野設衛） 消防本部予防課長の狩野設衛と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課次長兼施設整備室長（根井邦彦） 消防本部総務課次長兼施設整備室長の根井邦彦と申します。よろしくお願いいたします。

総務課企画財政係長（狩野健一） 総務課企画財政係長、狩野健一と申します。よろしくお願いいたします。

消防本部総務課庶務係長（藤木 雅） 消防本部総務課庶務係長の藤木雅と申します。よろしくお願いいたします。

事業課管理係長（山本豊彰） 事業課管理係長の山本豊彰と申します。よろしくお願いいたします。

事業課施設係長（関口剛士） 事業課施設係長の関口剛士と申します。よろしくお願いいたします。

書記長（石北 仁） 書記長の石北仁と申します。よろしくお願いいたします。

書記（都丸健一） 書記の都丸健一と申します。よろしくお願いいたします。

書記（町田直哉） 書記の町田直哉と申します。よろしくお願いいたします。

書記（鶴巻大輔） 書記の鶴巻大輔と申します。よろしくお願いいたします。

議長（安力川信之議員） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議席の指定

議長（安力川信之議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

1番、高野佳美議員、2番、善養寺孝議員、3番、板倉正和議員、4番、田村なつ江議員、5番、田中猛夫議員、6番、生方勇二議員、7番、飯塚憲治議員、8番、廣嶋隆議員、9番、清水健一議員、10番、田邊寛治議員、11番、私、安力川信之、12番、茂木弘伸議員、13番、望月昭治議員、14番、角田喜和議員、15番、小池春雄議員。

以上のとおり指定をいたします。

日程第2 副議長の選挙

議長（安カ川信之議員） 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に廣嶋隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました廣嶋隆議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました廣嶋隆議員が副議長に当選されました。

副 議 長 挨 拶

議長（安カ川信之議員） 当選されました廣嶋隆議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

8番、廣嶋隆議員。

（副議長廣嶋 隆議員登壇）

副議長（廣嶋 隆議員） ただいま副議長に就任いたしました廣嶋隆でございます。議長を補佐し、組合発展のため尽力を尽くしてまいります。皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ですが、挨拶といたします。

日程第3 会期の決定

議長（安力川信之議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

議長（安力川信之議員） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において7番、飯塚憲治議員、14番、角田喜和議員を指名いたします。

日程第5 報告第1号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（安力川信之議員） 日程第5、報告第1号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告事項の内容について説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） おはようございます。ただいまご上程いただきました報告第1号 令和4年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の1ページをお願いいたします。繰越明許費の事業につきましては、令和5年2月組合議会定例会におきましてご議決いただいたもので、しらゆり聖苑火葬炉工事につきましては、適正な納期の設定に配慮が必要となることから繰越明許費としたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告申し上げます。

次に、事業の概要をご説明申し上げますので、3ページの報告第1号参考資料と併せてごらんください。3款1項保健衛生費、事業名、しらゆり聖苑管理事業の翌年度繰越額は1,155万円であります。これは、火葬炉等補修工事を行うものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

日程第6 報告第2号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

議長（安カ川信之議員） 日程第6、報告第2号 管理者専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

報告事項の内容について説明を求めます。

南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） 管理者専決処分の報告についてご説明申し上げます。

7月組合議会臨時会の一般議案・条例関係5ページをお願いいたします。報告第2号 管理者専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告するものであります。

7ページをお願いいたします。専決処分書であります。和解及び損害賠償の額を定めることについて、本件事故に係る和解が令和5年6月19日に成立したことによるものであります。本件事故は、令和5年5月2日午前1時9分頃、榛東村広馬場、セブンイレブン榛東広馬場店南県道上において、消防署本署救助隊が現場活動に入る際に、県道上に事故渋滞で停車していた車両に隊員が接触し、車両の一部を破損させ、損害を与えたことにより、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者において専決処分することができる事項の指定についてにより、次のとおり専決処分したものでございます。

1の和解の内容であります。当事者甲は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、管理者、高木勉であります。当事者乙は、記載のとおりであります。事故の状況から、過失割合は甲の100%で合意したものであります。

（1）であります。甲は乙に対し、損害賠償金42万2,551円を支払うものであります。

（2）であります。甲及び乙は本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するものであります。

2の損害賠償額は、42万2,551円であります。この損害賠償額につきましては、本組合が加入しております消防業務賠償責任保険により全額補てんされるものであります。

次に、本件事故の内容についてですが、令和5年5月2日午前零時52分頃、群馬県北群馬郡榛東村大字

広馬場、セブンイレブン榛東広馬場店南県道上において、普通乗用車が電柱に衝突する交通事故の救急要請がありました。通報内容から挟まれ等の可能性があること及び事故発生場所が県道上であったため、二次災害防止のために救助隊が出動いたしました。現場付近は事故渋滞が発生しており、救助隊員が徒歩で現場へ先行しようと、車両の停車位置を指示しながら体の向きを変え、走り出した際に、停止していた車両に気づかず、バックドア及びブレーキランプ付近に接触し、同部分を破損させ、損害を与えたものであります。なお、この事故において挟まれ等はなく、傷病者への対応の遅延及び症状の悪化についてはありませんでした。

今回の事故につきましては、安全確認を徹底し、再度このような事故を起こさぬよう組織全体で再発防止に取り組み、住民の負託に応えるよう指示したところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（安力川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安力川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第2号を終わります。

日程第7 議案第14号 財産の取得について

議長（安力川信之議員） 日程第7、議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

（消防長南 安彦登壇）

消防長（南 安彦） ただいまご上程いただきました議案第14号 財産の取得について、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案書の9ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川広域消防署北分署に配置し、9年が経過する高規格救急自動車を更新しようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。次の財産を取得したいから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

1の取得する財産は、災害対応特殊救急自動車1台、高度救命処置用資機材であります。

2の契約の方法については、指名競争入札であります。

3の取得金額については3,520万円で、消費税及び地方消費税が込みの金額でございます。

4の契約の相手方は、千葉県流山市西初石3丁目103番地14号、グローリア初石第一ビル1棟3階301、株式会社ベルリング千葉営業所、所長、細川正憲であります。

11ページをお願いいたします。議案第14号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。
物品名については、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は令和5年6月14日、指名業者5者、入札参加業者は3者でありました。

入札回数は1回であります。

なお、指名業者については契約検査課で指名しております。

落札業者は、千葉県流山市西初石3丁目103番地14号、グローリア初石第一ビル1棟3階301、株式会社ベルリング千葉営業所、所長、細川正憲であります。

予定価格は3,979万9,896円、落札価格にありましては3,520万円で、納入期限は令和6年2月28日であります。予定価格の積算については、予算執行伺い時、参考見積もりを5者から徴取し、最低見積金額を基に設定しております。予算執行伺い時の見積もり徴取業者5者は、入札参加業者に含まれております。

13ページをお願いいたします。議案第14号参考資料2は、災害対応特殊救急自動車、高度救命処置用資機材の仕様概要であります。13ページは配置先、車両の主要諸元、主要艤装、14ページから15ページは主要艤装、無線装置等、16ページは救急資機材、高度救命処置用資機材、17ページは車両5面図でございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第14号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第15号 財産の取得について

議長（安カ川信之議員） 日程第8、議案第15号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) ただいまご上程いただきました議案第15号 財産の取得について、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案書の19ページをお願いいたします。初めに、提案理由を申し上げます。渋川広域消防署東分署に配置し、15年が経過する水槽付消防ポンプ自動車を更新しようとするものであります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。次の財産を取得したいから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

1の取得する財産は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車1台であります。

2の契約の方法については、指名競争入札であります。

3の取得金額については6,930万円で、消費税及び地方消費税が込みの金額でございます。

4の契約の相手方は、群馬県前橋市力丸町487番地5、株式会社佐藤工業所、代表取締役、片山高雄であります。

21ページをお願いいたします。議案第15号参考資料1は、入札状況を示したものでございます。

物品名については、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車であります。

契約の方法は、指名競争入札であります。

入札年月日は令和5年6月14日、指名業者は8者、入札参加業者は5者でありました。

入札回数は1回であります。

なお、指名業者については契約検査課で指名しております。

落札業者は、群馬県前橋市力丸町487番地5、株式会社佐藤工業所、代表取締役、片山高雄であります。

予定価格は6,996万1,430円、落札価格は6,930万円で、納入期限は令和6年3月22日であります。予定価格の積算については、予算執行伺い時、参考見積もりを3者から徴取し、最低見積金額を基に設定しております。予算執行伺い時の見積もり徴取業者3者は、入札参加業者に含まれております。

23ページをお願いいたします。議案第15号参考資料2は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の仕様概要であります。23ページは配置先、車両の主要諸元、主要艤装、24ページから25ページは主要艤装、無線装置等、26ページは積載資機材等、27ページが車両5面図でございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(安カ川信之議員) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安カ川信之議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(安力川信之議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例

議長(安力川信之議員) 日程第9、議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南消防長。

(消防長南 安彦登壇)

消防長(南 安彦) 一般議案・条例関係議案書29ページをお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第16号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。31ページをお願いいたします。令和5年2月21日に消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案第16号参考資料でご説明いたします。33ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表がございます。右側が現行、左側が改正案で、傍線部分が改正箇所となります。初めに、第11条の2第1項の改正に関しましてご説明申し上げます。柱書きの本文においては、急速充電設備の定義について見直しを行うものであります。現行では、急速充電設備による充電対象となる電気自動車等につきましては、道路交通法に規定する自動車と原動機付自転車に限定されていますが、今後自動車以外においても電動化の普及が見込まれることから、船舶、航空機、その他これらに類するものを追加するとともに、これらの充電対象物に接続する方法についてコネクタを用いるものであることを明記するものであります。さらに、現行では全出力200キロワットを超えるものについては変電設備として規制されるため、関係者以外の立入りが制限されるなど障壁が存在することから、全出力の上限を撤廃するとともに、本体とコネクタが離れた場所に設置する分離型の急速充電設備についての定義を明確化するものであります。

また、12行目から34ページの中段にかけて各号に列記しております位置、構造、管理に関する基準のうち、定義の見直しに関連する1号、2号、6号、7号、11号から13号まで及び16号を改正、17号について

は新設追加するもので、現行の17号、18号をそれぞれ18号、19号に繰り下げるものであります。

次に、第16条第1項の改正に関しましてご説明申し上げます。本条は、避雷設備の規定となりますが、避雷設備に関する改正はありません。この後にご説明いたします第23条において、標識と併せて設ける図記号を日本産業規格に適合するものに指定することに伴い、本条が日本産業規格について前出となることから、括弧書きの説明文末尾に「以下同じ。」の文言を追加するものであります。

次に、第23条の改正に関しましてご説明申し上げます。本条の改正については、健康増進法で指定する喫煙専用室である旨の標識と火災予防条例で指定する喫煙所の標識は図記号が異なるため、2種類の標識を設置する必要が生じてしまうなど重複する現状を改善するとともに、図記号については国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に指定することにより、他法令等との統一性を図るものであります。

下から7行目から35ページにかけて参照願います。現行の第3項を削り、第4項を第3項に繰り上げるとともに、健康増進法の規定による喫煙専用室の標識を設置した場合においてこの限りでないとして規定することによって、重複設置を回避するものであります。

また、改正案の第4項については、禁煙、火気厳禁の標識と併せて設ける図記号を国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格に指定するために新設するもので、第5項については項の繰上げに伴う修正となります。

なお、現行の別表第7については、禁煙、火気厳禁の標識と併せて設ける図記号を示していたものですが、国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格を指定することに伴い、削除するものであります。

申し訳ありませんが、30ページ、31ページにお戻りください。附則といたしまして、施行期日につきましては公布の日から施行となりますが、第11条の2第1項の改正規定及び附則第2項の経過措置については令和5年10月1日から施行するものであります。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）

議長（安力川信之議員） 日程第10、議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、消防署西分署を更新整備するため、令和6年度まで2か年の建設事業を予定する予算であります。なお、充当財源につきましては地方債及び市町村負担金で措置をいたしました。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安力川信之議員） 続いて、議案の説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 議案第17号 令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,730万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,380万9,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によりたいと思います。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によりたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正は、債務負担行為の追加であります。消防庁舎建設等事業は、限度額を3億49万6,000円とするものであります。これは、消防署西分署庁舎建設工事請負契約について、令和5年度から6年度まで、年度を越えての工事期間が必要なことから、総事業費4億9,607万9,000円のうち令和6年度分の事業費を限度額として設定するものであります。

5ページをお願いいたします。第3表、地方債補正は、地方債の変更であります。これは、消防庁舎建設等事業に消防署西分署建設整備の工事請負費の1億9,680万円を追加し、限度額を4億7,780万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。1款分担金及び

負担金 1 項 4 目消防費負担金 1 節消防費負担金は50万6,000円の増額であります。

10款組合債については、5 ページの第 3 表、地方債補正においてご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。次に、3 の歳出についてご説明申し上げます。5 款 1 項 2 目消防施設費の説明欄、消防庁舎建設等事業は 1 億9,730万6,000円の増額であります。これは、建設工事監理業務委託の前払い金606万9,000円と西分署の建設工事費の前払い金 1 億9,089万円が主なものであります。

以上で議案第17号 令和 5 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（安カ川信之議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

閉 議

午前 1 0 時 4 0 分

議長（安カ川信之議員） 以上で今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（安カ川信之議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 令和5年7月組合議会臨時会の終了に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日は、ご提案申上げました各議案について慎重にご審議をいただき、ご議決を賜り、ありがとうございました。

このたび副管理者に榛東村、南千晴村長が就任をいたしました。また、吉岡町議会選出の皆様にもご異動があり、新副議長には廣嶋隆議員が選出されました。広域行政に対しまして、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

これから夏本番となりますが、議員各位におかれましては健康にご留意いただき、引き続き広域行政の発展にご尽力いただきますようお願い申し上げ、お礼のご挨拶といたします。

閉 会

議長（安力川信之議員） これをもって令和5年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 安 力 川 信 之

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 飯 塚 憲 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 角 田 喜 和

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開 会	3
管理者挨拶	3
報告事項	3
閉 会	6

令和5年7月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会議員全員協議会会議録

第1日

令和5年7月11日（火曜日）

出席議員（15人）

1番	高野佳美	議員	2番	善養寺孝	議員
3番	板倉正和	議員	4番	田村なつ江	議員
5番	田中猛夫	議員	6番	生方勇二	議員
7番	飯塚憲治	議員	8番	廣嶋隆	議員
9番	清水健一	議員	10番	田邊寛治	議員
11番	安力川信之	議員	12番	茂木弘伸	議員
13番	望月昭治	議員	14番	角田喜和	議員
15番	小池春雄	議員			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	南千晴	事務局長	島田志野
消防長	南安彦	副消防長兼 総務課長	山田知巳
消防署長	原孝二	副事務局長兼 総務課長	角田泰紀
会計管理者	生方茂樹	事業課長	外丸正一
清掃センター 所長	荒井一浩	環境クリーン センター所長	横手和敏
消防本部長 警防課長	萩原勇人	消防本部長 予防課長	狩野設衛
消防本部総務課 次長兼 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係長	狩野健一
消防本部 総務課庶務係長	藤木雅	事業課管理係長	山本豊彰
事業課施設係長	関口剛士		

事務局職員出席者

書記長	石北 仁	書記	都丸 健一
書記	町田 直哉	書記	鶴卷 大輔

開 会

午前10時49分

議長（安カ川信之議員） これより議員全員協議会を開会いたします。
ただいまの出席議員は15人であります。

管 理 者 挨 拶

議長（安カ川信之議員） 報告事項に入ります前に管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 7月組合議会臨時会に引き続き、議員全員協議会を開催していただきましてありがとうございます。

本日はご報告いたしますのは、吉岡町における一般廃棄物最終処分場次期建設候補地関係であります。内容につきましては事務局長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

報 告 事 項

議長（安カ川信之議員） 報告事項（1）、吉岡町における一般廃棄物最終処分場次期建設候補地の決定についての説明を求めます。

島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） 吉岡町における一般廃棄物最終処分場の次期建設候補地が決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。初めに、経過ではありますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の最終処分場は、平成18年の市町村合併以前は構成市町村8か市町村で持ち回りにより埋立処分をしてまいりましたが、市町村合併後に新渋川市、吉岡町、榛東村で新たに協定書を締結し、候補地の選定順位を渋川市、吉岡町、再び渋川市、その後に榛東村といった形で定められたものでございます。この協定書に基づきまして、順位1位となる渋川市から用地提供され整備したのが現在稼働中のエコ小野上処分場であります。エコ小野上処分場につきましては、埋立期間を15年間としており、平成26年12月から埋立てを開始しておりますので、令和11年12月には期間満了の時期を迎えることになります。このことから、吉岡町に対しまして次期建設候補地の選定を依頼したところ、このたび令和5年2月17日付で候補地決定の報告

がありましたので、議会の皆様に対しましてご報告を申し上げますのでございます。

次に、候補地でございますが、恐れ入りますが、3ページの別紙をごらんください。候補地は、吉岡町上野田の上野原自治会の区域内で、北に滝沢川、西には県道水沢足門線、南には吉岡町道201号線があり、西の県道からはおおむね800メートル東、南の町道からはおおむね400メートル北に位置している地域となります。この地域の中で、おおむね4ヘクタール以内の区域での建設を考えております。候補地の主たる用途は畑と山林となっており、おおむね平たんな地形であります。現場への進入路につきましては、地元自治会からの要望により西の県道からの進入としており、町道1149号線を拡幅して進入路を築造する予定であります。

2ページにお戻りください。今後の予定でございますが、令和7年度より基本設計を始め、令和11年度には次期最終処分場が完成するよう事業を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上となります。

議長（安力川信之議員） これより質疑に入ります。

質疑は1人3問まで、自席にて発言をお願いいたします。

質疑はありませんか。

10番、田邊寛治議員。

10番（田邊寛治議員） ただいま予定地の予定の説明をいただきました。これからの事業だと思えますけれども、この総事業費をどのぐらいで予定されているのか、それから施設規模、今のエコ小野上処分場と比較してどの程度のものなのか、お聞きしたいと思います。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま田邊議員よりご質疑いただきました。

現時点でということになりますけれども、総額といたしましては約50億円と見込んでおるところでございます。ただし、実際に着工するまでまだ時間がありますので、その間に物価高騰等ございますと、若干金額が変わってくるということがあろうかと考えておりますので、その点につきましてはご承知おきをいただければと思います。

また、埋立ての量ですか、こちらにつきましては、現在のエコ小野上処分場が7万立米という形になっておりますが、次期の処分場につきましては同じぐらい、もしくは6万立米ぐらいからの規模で考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 10番。

10番（田邊寛治議員） 大分年数が先ということで、いろいろ社会状況変わると思うのですが、今のエコ小野上処分場のときが、正式な数字は私は覚えていないのですが、30億円前後でだったと思うのですが、これが説明の中で非常に事業費がいろいろ問題があったことを記憶しております。ぜひ今回、次の処分場については慎重に進めていただきたいと思います。お願いをして終わります。

議長（安力川信之議員） 8番、廣嶋隆議員。

8番（廣嶋 隆議員） ただいま総事業費50億円とありましたが、広域のホームページを見ますと基本計画等が載っております。そこには54億円、そしてこの54億円の中には設計、そういう費用が入っていないと

いう記載がございます。そういう設計とか測量等を入れるとおよそ幾らになるのか、その辺の金額をお知らせください。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま廣嶋議員のほうから設計、測量等を入れると全体でどのくらいというようなご質疑でございました。こちらについては、まだ全体の試算というところが出ておりませんが、こちらにつきましても試算ができて皆様にお伝えできる状況になりましたところで、早めにお伝えしたいと考えております。以上です。

議長（安力川信之議員） 7番、飯塚憲治議員。

7番（飯塚憲治議員） これから造るものの規模その他についてお尋ねいたします。

先ほど少し質問が出ましたけれども、まだ小野上がかなり使える。それから、吉岡町に建設するものはその先にまた使用開始と、世間の情勢も変化をしていこうというご質問がちらっとありました。私もそれについて質問したいのですが、この広域圏の中で渋川市、吉岡、榛東と、令和6年度からごみの収集方が変わる。廃プラを分離してということに考えられているというお話ですけれども、さらに最近のSDGsの機運の高まり、また年限が経過するに従って、その実行意欲というのですか、しなくてはならないという機運もさらに高まっていくと思います。そうすると、ごみの分別もさらに高度化、細分化されると思うのです。先ほども言いました6年度からの廃プラを分離しますと、ある程度焼却灰が減少するということが考えられます。そうした場合に、エコ小野上もかなりまだこれから何年も使えますし、どのくらい焼却灰が減るかというのが試算が十分でないかと思えますけれども、そうした場合に今の予定よりはさらに延長して使える。そして、その先に吉岡に建設する場合に、先ほどが6万立米という基本設計図だという説明を受けましたけれども、その辺の影響についてどのようにお考えなのか、基本的な考えをお尋ねいたします。

議長（安力川信之議員） 島田事務局長。

（事務局長島田志野登壇）

事務局長（島田志野） ただいま飯塚議員よりご質疑をいただきました。

確かに議員のおっしゃるとおり、今後令和6年度から廃プラスチックの分別収集にも乗り出しますので、そういったところで少しずつでもごみが少なくなっていく、焼却灰、また飛灰等、こういったものが減少するのではないかとこのところは想像はできます。ただ、現状で今のところまだそちらの試算がなかなかできない状況でもございますので、そういった中ではまだ現状で今のエコ小野上処分場を長く使えるかどうかということは、はっきりとご回答することができなくて大変申し訳ございません。ただ、今後是可以だけごみの減量化、少しでも進められるようにこちらでも対応していきたいというふうには考えておりますので、地域住民の皆様にもご協力をいただければと思っておりますのでございます。以上です。

議長（安力川信之議員） 7番。

7番（飯塚憲治議員） ご回答ありがとうございました。1つ付け加えますと、もうこれから人口が減になる。日本がどんどん縮小していくわけですから、その辺のごみの積算というのも考えて、先ほど質問にありましたごみの分別、それによる焼却灰の減少、そういったものを全体的に考えてこれからも取り組んで

いっていただきたいというふうに思います。これはお願いであります。

議長（安カ川信之議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安カ川信之議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

閉 会

議長（安カ川信之議員） 以上で本日の議事は終了いたしました。

これをもって議員全員協議会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前11時03分